

現行	変更案
<p>第 1 編、第 2 編 省略</p> <p>第 3 編 景観推進地区ごとの景観計画</p> <p>第 1 章 関内地区における景観計画</p> <p>第 1 省略</p> <p>第 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 届出対象行為及び特定届出対象行為 次に掲げる行為を届出対象行為とし、第 1 項から第 4 項までの行為を特定届出対象行為とする。 (1) ～ (4) 省略 (5) 特定照明</p> <p>2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限</p>	<p>第 1 編、第 2 編 省略</p> <p>第 3 編 景観推進地区ごとの景観計画</p> <p>第 1 章 関内地区における景観計画</p> <p>第 1 省略</p> <p>第 2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1 届出対象行為及び特定届出対象行為 次に掲げる行為を届出対象行為とし、第 1 項から第 4 項までの行為を特定届出対象行為とする。 (1) ～ (4) 省略 (5) 特定照明 <u>（建築物又は工作物のうち、計画図 1 の 7 に示す歴史的界隈形成エリア内に存するもの又は計画図 1 の 3 に示す見通し景観形成街路に面する部分について行うものに限る。）</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 行為の制限</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限</p>

現行	変更案
<p>ア 計画図1の7に示す「歴史的界限形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。</p> <p>イ 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置す</p>	<p><u>特定照明は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために原則として7日以内（同一区域における前回の投光期間終了日の翌日から起算して、前回の投光期間の5倍の日数を空ける場合に限る。）又は1日当たり10分以内に限り行うものは、この限りでない。</u></p> <p>ア 計画図1の7に示す「歴史的界限形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。</p> <p>イ 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 関内地区全域の制限</p> <p><u><映像装置></u></p> <p>映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては当該建築物の2階以下に、その他のものにあつては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置す</p>

現行	変更案
<p>るものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>るものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。</p> <p><投影広告物></p> <p><u>（１）投影広告は、表示することができない。ただし、催物等のために表示するもので、次のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合</u></p> <p><u>イ 1日当たりの投影時間が原則10分以内である場合</u></p> <p><u>（２）投影広告物の表示については、2の地区別の制限は適用しない。</u></p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p>
<p>第6、第7 省略</p>	<p>第6、第7 省略</p>
<p>第2章 省略</p>	<p>第2章 省略</p>
<p>第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画</p>	<p>第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画</p>
<p>第1 省略</p>	<p>第1 省略</p>
<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p>	<p>第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p>

現行	変更案
<p>1 届出対象行為及び特定届出対象行為</p> <p>次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 特定照明</p> <p>2、3 省略</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 屋外広告物共通</p> <p>屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地</p>	<p>1 届出対象行為及び特定届出対象行為</p> <p>次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 特定照明 <u>（計画図3の2に示す赤レンガ倉庫について行うものに限る。）</u></p> <p>2、3 省略</p> <p>第3、第4 省略</p> <p>第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項</p> <p>新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1 屋外広告物共通</p> <p>屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するもの及び1日あたり原則として10分以内に限り設置等するものを除</p>

現行	変更案
<p>に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する屋外広告物で、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m² 以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの</p> <p>イ 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>ウ 催事等のために一時的に設置等するもの</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p>	<p>く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>(2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する屋外広告物で、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が 0.6 m² 以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの</p> <p>イ 10秒以上静止した映像のみを表示するもの</p> <p>ウ 催事等のために一時的に設置等するもの又は1日当たり原則として10分以内に限り設置等するもの</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p> <p><u>(7) 投影広告は、表示することができない。ただし、次のいずれかに該当し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 投影期間を原則7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合</u></p> <p><u>イ 1日当たりの投影時間が原則10分以内である場合</u></p>
<p>2 屋外広告物の種類ごとの規格</p> <p>屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の</p>	<p>2 屋外広告物の種類ごとの規格</p> <p>屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の</p>

現行	変更案
<p>催事等のために一時的に設置等するものを除く。)の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）>、<そで看板>、<広告塔、広告板> 省略</p> <p>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>道路の整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽微なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路に関する共通事項</p>	<p>催事等のために一時的に設置等するもの及び1日当たり原則として10分以内に限り設置等するものを除く。)の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p><壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）>、<そで看板>、<広告塔、広告板> 省略</p> <p>第6 景観重要公共施設の整備に関する事項</p> <p>計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p> <p>道路の整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽微なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。</p> <p>(1) 道路に関する共通事項</p>

現行	変更案
<p>省略</p> <p>(2) 道路ごとの整備に関する事項</p> <p>(1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><新港3号線>、<臨港幹線>、<その他の道路></p> <p>省略</p> <p><橋梁（新港橋、万国橋、国際橋）></p> <p>エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。</p> <p>(イ) みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。</p> <p>(ウ) 水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。</p> <p>第7 省略</p> <p>第4章 省略</p>	<p>省略</p> <p>(2) 道路ごとの整備に関する事項</p> <p>(1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p><新港3号線>、<臨港幹線>、<その他の道路></p> <p>省略</p> <p><橋梁（新港橋、万国橋、国際橋、<u>女神橋</u>）></p> <p>エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋、<u>女神橋</u>に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。</p> <p>(イ) みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。</p> <p>(ウ) 水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。</p> <p>第7 省略</p> <p>第4章 省略</p>

計画図1の1

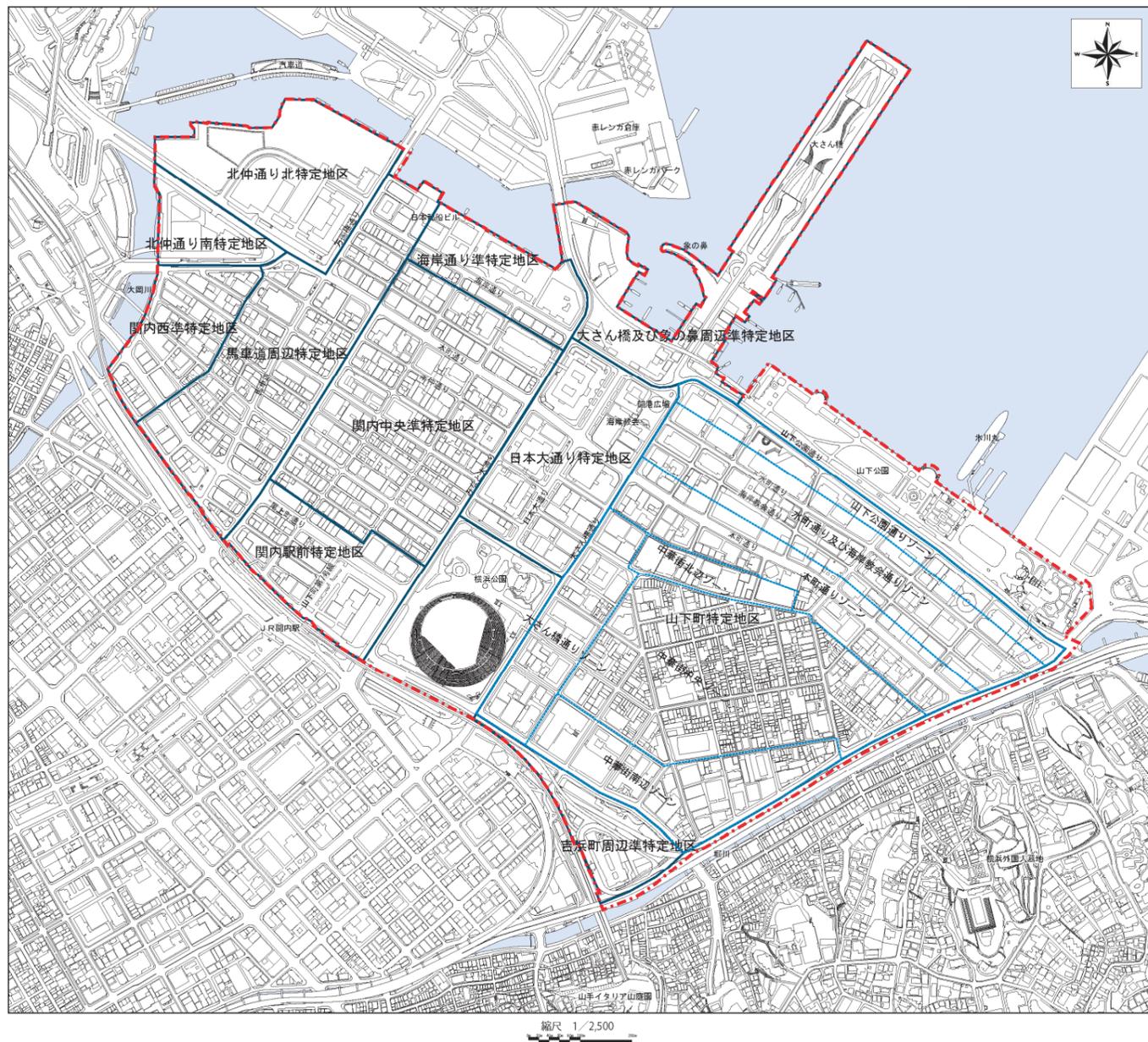
現行



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ゾーン 境界線

図名：計画図1の1
関内地区景観計画（関内地区）区域

変更案



- 横浜市景観計画区域（関内地区）
- 特定地区・準特定地区 境界線
- ゾーン 境界線

図名：計画図1の1
関内地区景観計画（関内地区）区域

計画図3の1

現行



【凡例】

— 横浜市景観計画区域
(みなとみらい21新港地区)

景観重要公共施設

景観重要港湾施設

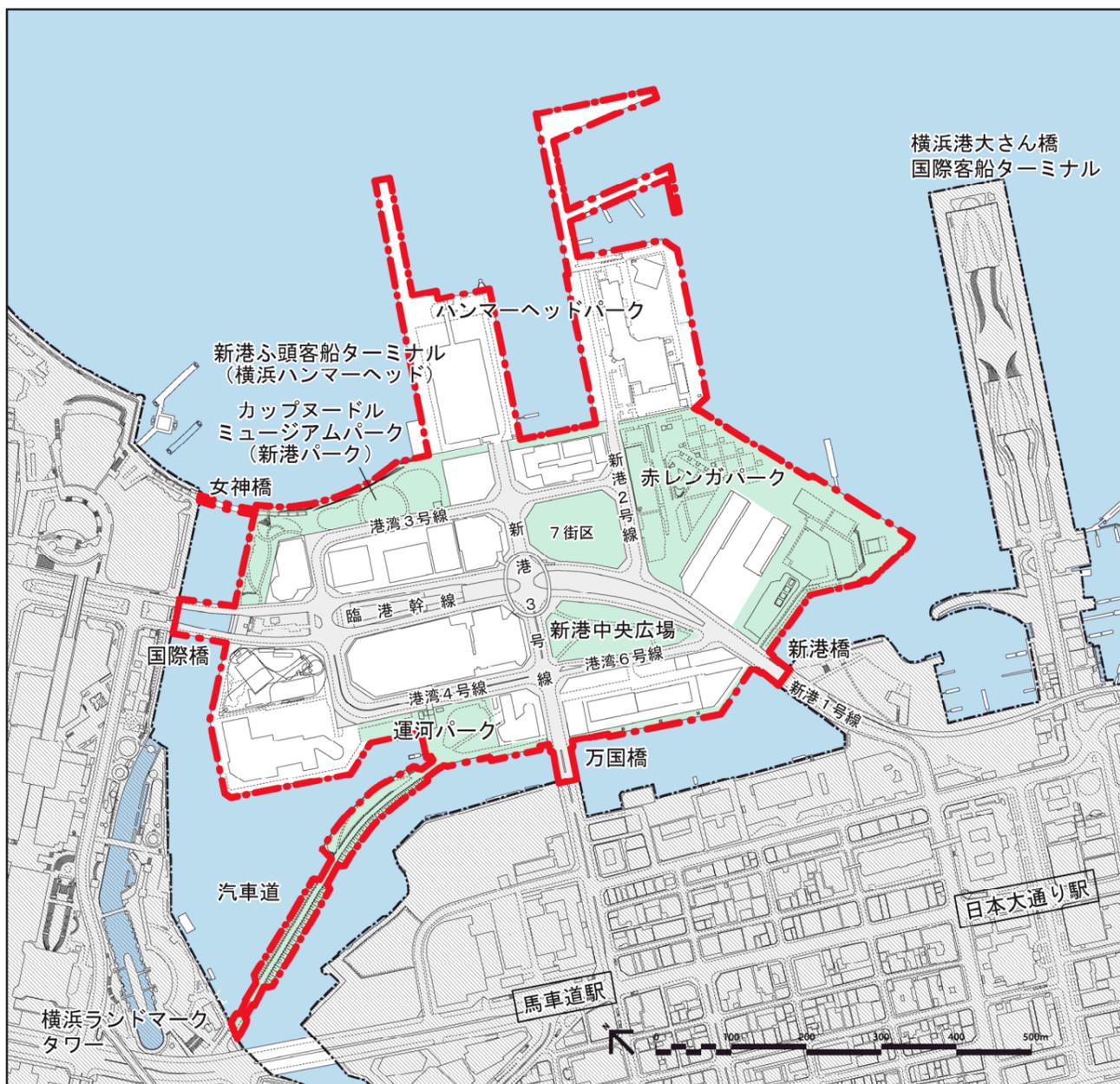
みなとみらい21新港地区内の全ての
港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての
道路法第2条に基づく道路

図名：計画図3の1
横浜市景観計画（みなとみらい21
新港地区）区域等
縮尺：1/2,500

変更案



【凡例】

— 横浜市景観計画区域
(みなとみらい21新港地区)

景観重要公共施設

景観重要港湾施設

みなとみらい21新港地区内の全ての
港湾法第2条に基づく緑地、道路

景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての
道路法第2条に基づく道路

図名：計画図3の1
横浜市景観計画（みなとみらい21
新港地区）区域等
縮尺：1/2,500